

平成28年第1回定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成28年 3月 8日 開会

平成28年 3月16日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成28年第1回鳴沢村議会定例会会議録

平成28年3月8日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 三浦直樹	2番 渡辺圭一
3番 小林清一	4番 小林昭一
5番 渡邊政司	6番 佐藤博水
7番 三浦利雄	8番 小林利雄
9番 渡邊明雄	10番 欠員

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺伸一
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺一博
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 木暮富人
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 積
議会事務局書記 渡邊 寛

7、会議事件

選任第1 号鳴沢村議会常任委員会委員補欠選任の件
選任第2 号鳴沢村議会運営委員会委員補欠選任の件
選挙第1 号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員補
欠選挙の件

- 選挙第 2 号 河口湖南中学校組合議会議員補欠選挙の件
- 議案第 1 号 鳴沢村行政不服審査会条例を定める件
- 議案第 2 号 鳴沢村法務専門職員の任用等に関する条例を定める件
- 議案第 3 号 鳴沢村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件
- 議案第 4 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 5 号 鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 6 号 鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 7 号 鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 8 号 鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 9 号 鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 10 号 鳴沢村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 11 号 道の駅なるさわの指定管理者指定の件
- 議案第 12 号 なるさわ富士山博物館等の指定管理者指定の件
- 議案第 13 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更の件
- 議案第 14 号 平成 27 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 4 号）

議案第15号平成27年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)

議案第16号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算
(第4号)

議案第17号平成27年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第
3号)

議案第18号平成27年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予
算(第1号)

議案第19号平成28年度鳴沢村一般会計予算

議案第20号平成28年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

議案第21号平成28年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算

議案第22号平成28年度鳴沢村介護保険特別会計予算

議案第23号平成28年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

議案第24号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議案第25号富士河口湖町・鳴沢村介護認定審査会共同設置規約
の変更の件

委員会の閉会中の継続調査の件

8、本日の議事日程

日程第1 議席の一部変更

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

村長所信表明

日程第4 会期の決定

日程第5 選任第1号鳴沢村議会常任委員会委員補欠選任の
件

日程第6 選任第2号鳴沢村議会運営委員会委員補欠選任の
件

日程第7 選挙第1号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組

合議会議員補欠選挙の件

- 日程第 8 選挙第 2 号 河口湖南中学校組合議会議員補欠選挙の件
- 日程第 9 議案第 1 号 鳴沢村行政不服審査会条例を定める件
- 日程第 10 議案第 2 号 鳴沢村法務専門職員の任用等に関する条例を定める件
- 日程第 11 議案第 3 号 鳴沢村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件
- 日程第 12 議案第 4 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 13 議案第 5 号 鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 14 議案第 6 号 鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 15 議案第 7 号 鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 16 議案第 8 号 鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 17 議案第 9 号 鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 18 議案第 10 号 鳴沢村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を定める件

- 日程第 19 議案第 13 号山梨県市町村総合事務組合の共同処理
する事務の変更に伴う山梨県市町村総
合事務組合同規約の変更の件
- 日程第 20 議案第 14 号平成 27 年度鳴沢村一般会計補正予算
(第 4 号)
- 日程第 21 議案第 15 号平成 27 年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 22 議案第 16 号平成 27 年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 23 議案第 17 号平成 27 年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算 (第 3 号)
- 日程第 24 議案第 18 号平成 27 年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 25 議案第 19 号平成 28 年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第 26 議案第 20 号平成 28 年度鳴沢村国民健康保険特別
会計予算
- 日程第 27 議案第 21 号平成 28 年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計予算
- 日程第 28 議案第 22 号平成 28 年度鳴沢村介護保険特別会計
予算
- 日程第 29 議案第 23 号平成 28 年度鳴沢村介護予防支援事業
特別会計予算
- 日程第 30 議案第 24 号平成 28 年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計予算

◎議長挨拶

議長（渡邊明雄君） 皆さん、ご苦労さまでございます。

平成28年第1回定例会開会に先立ち、一言ご挨拶させていただきます。着座して失礼します。

今定例会から開かれた議会ということで、北富士有線放送さんに協力していただきまして、初めてのことでございますが、CATVで放映をすると、議会のほうで全員一致で、いろいろ討論していただきながら決定をさせていただきました。その結果を踏まえ、村当局にお願いして運営方法を考えながら、初めてのことでございますが、放映することに決定させていただきました。

何分初めてのことでございますので、いろいろ行き届かないところがあるかもしれませんが、また次のことについて、またうまくいくようであれば、よろしくご指導いただきながら、また開かれた議会ということで、積極的に進めてまいりたいと思います。

議会も、出前議会であっちこっちに出かけたり、いろいろな情報を得たり、これから皆さんとの交流も進めていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

開会 午前10時00分

議長（渡邊明雄君） それでは、ただいまから平成28年第1回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（渡邊明雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 議席の一部変更

議長（渡邊明雄君） 日程第 1、議席の一部変更を行います。

議員 1 名の失職に伴い、会議規則第 3 条第 3 項の規定により、議席の一部変更をいたします。

変更した議席は、お手元に配布しました議席表のとおりであります。

◎日程第 2 会議録署名議員の指名

議長（渡邊明雄君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、佐藤博水君、三浦利雄君を指名いたします。

◎日程第 3 諸般の報告

議長（渡邊明雄君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

初めに、本年 1 月 26 日に、渡辺久男議員が鳴沢村長選に立候補し、公職選挙法第 90 条の規定により、議員を失職されたので報告いたします。

次に、地方自治法第 1 2 1 条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、平成 28 年 2 月 25 日に町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦勞さまでした。

次に、平成27年第4回定例会において議決した、各委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。議会運営委員会副委員長 小林利雄君。

議会運営委員会副委員長（小林利雄君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成27年第4回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月17日の本会議において議決された件についての報告であります。

3月4日午後2時から、また3月7日午後3時より、議員控室において委員会を招集しました。

両日ともに、委員全員と議長、議案等説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、3月4日の委員会で申し合わせた事項については、次の6項目です。

1、会期は本日より16日までの9日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、選挙第1、2号の2件を一括議題とすること。

4、議案第1号から3号、議案第7号から8号、議案第14号から18号、議案第19号から24号をそれぞれ一括議題、一括採決とすること。

5、一般質問通告日は、3月7日正午までとすること。

6、本会議のCATV放映を議題とした議員協議会を3月7日午後2時から議員控室で開催すること。

以上であります。

なお、委員会の閉会中の継続調査申し出につきましては、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出を行いました。

次に、3月7日の委員会で決定された事項については、次の2項目です。

1、同日正午に通告が締め切られた6名、9件の一般質問通告書の取り扱いについて、渡邊政司議員の「公約にあった観光支援計画の早期実現について」と、小林昭一議員の「アネルバ旧社宅の活用について」の2件の通告書は、本人に通告の取り下げを検討してもらうことが妥当という答申を議長に行うこと。

2、同日午後2時から開催した本会議のCATV放映を議題とした議員協議会の決定事項を踏まえ、平成28年第1回定例会より、北富士有線テレビ放送による本会議のCATV放映を行うこととし、放映内容については、今回は「村長の所信表明」と「一般質問」等を編集して録画放送し、それ以外の本会議の放映については、今後全議員で再度検討していきたい旨を議会の総意として、村長へも申し出ること。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 次に、総務教育厚生常任委員長 小林利雄君。

総務教育厚生常任委員長（小林利雄君） 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成27年第4回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月17日の本会において議決された件についての報告であります。

2月24日午後3時より委員会を招集いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「遊学館の現状と利用状況等について」及び「委員会の閉会中の継続調査申し出について」の2件です。

委員会開催に先立って、遊学館において、教育課社会教育担当、社会教育指導員を交え、遊学館の利用目的や利用状況等についての説明を聴取して意見交換を行い、その後、遊学館の施設及び児童の利用風景の視察を行いました。

これらの視察終了後に、議員控室で委員会を開催し、遊学館より挙げられた課題の協議を行いました。

協議を行った結果、遊学館で学ぶ児童の安全対策が講じられた外遊びの場所を確保してほしいという意見を、今後開催される議員協議会へ総務教育厚生常任委員会の意見として提案することに決定しました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により、議長に申し出ました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 次に、建設産業経済常任委員長 三浦直樹君。
建設産業経済常任委員長（三浦直樹君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成27年第4回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月17日の本会

議において議決された件についての報告であります。

2月29日午後4時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「委員会の閉会中の継続調査申し出の件」です。

閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 次に、広報常任委員長 佐藤博水君。

広報常任委員長（佐藤博水君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成27年第4回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、12月17日の本会議において議決された件についての報告であります。

1月21日午前10時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「なるさわ議会だより第23号（案）」について及び「委員会の閉会中の継続調査申し出の件」の2件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第23号について、レイアウトや掲載する記事の内容等について協議し、先月2月1日に全戸配布いたしました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

なお、その他の事項として、平成27年度山梨県広報コンクールの町村議会広報部門において、鳴沢村議会だより第21号が奨励賞を受賞し、初めて入選することができましたので、このこともあわせて報告させていただきます。関係各位には、改めて御礼を申し上げます。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

次に、村長より所信についての発言を求められておりますので、これを許可します。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 平成28年鳴沢村第1回定例会に臨みまして、議員各位のご参会に敬意をあらわすものであります。

議長から、所信表明のお許しをいただきましたので、今定例会でご審議いただきます諸議案の説明に先立ちまして、今後の村政運営についての所信の一端を申し上げます。

日本の人口減少は、今後加速的に進み、人口減少による消費・経済力の低下は、日本の経済・社会に大きな重荷となります。

国は、平成26年、人口減少に歯どめをかけ、2060年に1億人程度の人口を確保する長期ビジョンと総合戦略を策定しました。全国の市町村も、2019年度までの向こう5ヶ年の政策目標・施策をまとめた地方版総合戦略の策定を進めております。

鳴沢村でも、総合戦略有識者会議、議会、村民のご意見を反映した総合戦略の最終段階に向け、作業を進めているところであります。

3月定例議会中に決定した、鳴沢村総合戦略を説明させていただきます。

今後、国の財源も厳しい中、おのこの自治体が地域の魅力や資源をいかに発信し、どう地域を活性化させていくかが求められております。また住民一人一人が、住んでいる地域のこれからについて、真剣に考えていかなければならないと考えております。

これからの自治体は、複雑、多様化する地域課題を厳しい財政状況のもと、自己責任、自己決定により、真に必要な事業の選択と集中が求められております。

そのためには、村民の皆様の声が届く村政を心がけてまいります。村民の皆様が「この村に住んでよかった、生まれてよかった、そしてずっと住み続けたい」と、誰もがそう思える鳴沢村の実現を目指して、公正公平中立な政治信念で行政運営に取り組んでいく所存であります。

それでは、本年度の事業を中心に、今後の村政運営につきましてご説明を申し上げます。

地域振興としまして、昨年度申請件数が多いため、山梨県の補助金枠が縮小され、本年度に見送った東海自然歩道一本木登山口の公衆トイレを「富士の国やまなし観光振興施設整備補助金」を活用して設置する予定であります。

富士五湖西部地域の外国人を含む観光客の誘客と、高齢化に伴う交通弱者の通院、買い物対策として、富士河口湖町と連携し、河口湖駅から本栖湖観光案内所までの27.9キロメートルの新しい路線運行への補助を行います。

農業振興といたしまして、本年度の中山間事業は、鳴沢・大田和地区の農業用排水路管路整備に伴う、村道舗装復旧工事、防火水槽3基、臼田和圃場整備付帯工事、事業費6,000万

円を予定しております。

子育て支援としまして、子育て世代の経済的負担を軽減するため、子ども医療費無料化を高校3年生まで拡大いたします。

保育所の3歳児以上の主食代は、国の公定価格に含まれず保護者負担となりますが、保護者の負担軽減を図るため、継続して補助を行います。

保育所のきめ細やかな保育環境の向上を図るため、施設の整備と保育所職員の加配を行います。

小学校の学習環境を整えるため、小学校施設の整備と個別に支援が必要な児童の指導の充実と、学力向上のため、村単支援講師を配置いたします。

少子化対策としまして、不妊治療費の経済的負担を軽減するため、治療費に上限を設け補助を行います。

結婚支援としまして、山梨県内、富士五湖地域と連携した結婚支援を考えております。出会いの機会をふやすため、山梨県が委託して設置している「やまなし出会いサポートセンター」の入会者に対し、入会登録料の補助を行います。

地域福祉といたしまして、国の全額補助による低年金受給者へ支援するため、年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給事業を行います。

また、住民健診事業で、人間ドックの受診希望者が近年増加傾向にあるため、受診枠の拡大を図り、新たに人間ドック提携医療機関として、クアハウス石和温泉病院を追加いたします。

防災対策としまして、富士山噴火に対して迅速な避難を行うための富士山噴火広域避難計画の策定と、国の火山噴火緊急減災対策砂防計画応用編の早期策定に向けて、要望活動を進めてまいります。

本年も鳴沢村の活性化と情報発信を目的として、第7回富士・

鳴沢紅葉ロードレース大会を10月第4日曜日の10月23日に実施する予定でありますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

今後も、事業の効果や必要性など十分な検討を行い、最小の経費で最大の効果を目指し、国の各種制度や補助金・交付金等の活用に努め、小さくても輝く鳴沢村実現のため、これからさらに身を引き締め、全力を傾注してまいりますので、皆さまのより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますことを切にお願い申し上げます。私のお所信表明とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（渡邊明雄君） 以上で村長の所信表明を終わります。

◎日程第4 会期の決定

議長（渡邊明雄君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月16日までの9日間と決定しました。

◎日程第5 選任第1号鳴沢村議会常任委員会委員補欠選任の件

議長（渡邊明雄君） 日程第5、選任第1号鳴沢村議会常任委員会委員補欠選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、1名の欠員が生じております建設産業経済常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議

長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

建設産業経済常任委員に、渡辺圭一君を指名し、同委員に選任することに決定しました。

◎日程第6 選任第2号鳴沢村議会運営委員会委員補欠選任の件

議長(渡邊明雄君) 日程第6、選任第2号鳴沢村議会運営委員会委員補欠選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、1名の欠員が生じております議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

議会運営委員に、三浦利雄君を指名し、同委員に選任することに決定しました。

◎日程第7 選挙第1号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員補欠選挙の件

◎日程第8 選挙第2号河口湖南中学校組合議会議員補欠選挙の件

議長(渡邊明雄君) 日程第7、選挙第1号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員補欠選挙の件及び日程第8、選挙第2号河口湖南中学校組合議会議員補欠選挙の件の2件の選挙を

一括して議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員に、小林清一君を、河口湖南中学校組合議会議員に、小林清一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました小林清一君を、それぞれの一部事務組合議会議員補欠選挙の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました小林清一君が、それぞれの一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、それぞれの一部事務組合議会議員に当選された小林清一君が議場におられますので、会議規則第30条第2項による当選の告知をいたします。

それでは、ここで、委員長が欠員となっている議会運営委員会

と副委員長が欠員となっている予算決算常任委員会は、委員会を開催し、委員会構成の協議をお願いいたします。

委員会構成が決定次第、会議を再開いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時30分

議長（渡邊明雄君） 会議を再開いたします。

ここで、休憩中に委員会構成の協議が行われましたので、就任された正副委員長をご紹介します。

議会運営委員会、委員長 小林利雄君、副委員長 三浦利雄君。

予算決算常任委員会、副委員長 佐藤博水君。

以上の諸君が、それぞれの委員会の正副委員長に就任されました。

◎日程第9 議案第1号鳴沢村行政不服審査会条例を定める件

◎日程第10 議案第2号鳴沢村法務専門職員の任用等に関する条例を定める件

◎日程第11 議案第3号鳴沢村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件

議長（渡邊明雄君） 日程第9、議案第1号鳴沢村行政不服審査会条例を定める件から日程第11、議案第3号鳴沢村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺伸一君） 議案第1号鳴沢村行政不服審査会条例を定める件、議案第2号鳴沢村法務専門職員の任用等に関する条例を定める件並びに議案第3号鳴沢村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

これらの改正は、行政庁の違法または不当な処分、その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対し広く行政庁に対する不服申し立ての制度を規定している行政不服審査法が、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正を行うものであります。

議案第1号、第2号をごらんください。

本村の条例改正における具体的な内容としましては、従来審査する機関として、県または国が定められていましたが、改正後は公平性の面から、審理する機関として審査会を設ける旨が行政不服審査法に規定されたため、新たに議案第1号で鳴沢村行政不服審査会条例を制定し、また公正公平な審理では個別専門的な知識が求められることが予見できることから、議案第2号で新たに鳴沢村法務専門職員の任用等に関する条例を定めるものであります。

議案第3号をごらんください。

鳴沢村行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例では、国民の使いやすさの向上の面から、不服申し立ての手続を審査請求に一元化され、また申し立て期間を60日間から3ヶ月以内に改正されたことから、該当語句を使用している条例の語句の改正を行うものであります。

議案の1ページから3ページが、鳴沢村情報公開条例、4ペー

ジから 6 ページが、鳴沢村個人情報保護条例の一部改正であります。

第 1 条の鳴沢村情報公開条例、第 2 条、鳴沢村個人情報保護条例では、以前より鳴沢村情報公開・個人情報保護審査会が定められているため、審査請求があった場合には、事前に鳴沢村情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、裁決をしなければならない旨を規定しております。

また、不服申し立てを審査請求に改める等、法改正に合わせて語句の改正を行うものであります。

8 ページから 11 ページが、鳴沢村情報公開・個人情報保護審査会条例、11 ページが、鳴沢村行政手続条例及び鳴沢村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、12 ページが、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、12 ページから 23 ページが、鳴沢村手数料徴収条例の一部改正であります。

議案の 12 ページをごらんください。

第 6 条の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例では、先ほどご説明させていただいたとおり、法改正に基づき、新たに鳴沢村行政不服審査会の設立と、鳴沢村法務専門職員の任用を行うことから、それぞれの費用弁償について定めるものであります。

第 7 条の鳴沢村手数料条例では、審査請求をした書類等の印刷に係る手数料を規定するとともに、生活困窮者及び生活保護者保護の観点から、上限を 2,000 円とし、免除の規定を定めております。

附則第 1 項、施行期日としまして、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行することを、第 2 項の経過措置として、この条例の施行前にされた不服申し立てについては、特段の定めのある

場合を除き、従前の例によることを、第3項として、鳴沢村人事行政の運営等の状況の公表の規定については、平成28年度分から適用することを定めております。

以上で議案第1号から議案第3号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号から議案第3号までの3件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第3号までの3件は、原案のとおり決定しました。

◎日程第12 議案第4号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡邊明雄君） 日程第12、議案第4号固定資産評価審査委

員会条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺伸一君） 議案第4号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

この改正は、行政不服審査法の改正に伴い、関連する固定資産評価審査委員会条例の改正を行うものであります。

議案の1ページをごらんください。

主な改正点としまして、第4条第2項、審査申出書への記載事項として、第1号の住所の後ろに「又は居住」と、第2号として審査の申し出に係る処分の内容を追加するとともに、第3項中、住所の後ろに「又は居住」を追加し、及び引用条文の整理を行い、第6項として「審査申出人の代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは書面でその旨を委員会に届け出なければならない」を追加しております。

議案の2ページをごらんください。

第6条第2項では、新たに電子媒体での弁明書の提出を認めるとともに、第5項として、審査申出人からの反論書の提出がなされた場合、委員会は村長に送付しなければならない旨を規定しております。

第10条の手数料の額及び第11条の手数料の減額につきましては、審査請求書等の写しの手数料及び経済的困窮者のため、資力がないと認められる場合の手数料の減免措置を設けております。

附則第1項、施行期日として、この条例は平成28年4月1日から施行することを、第2項の適用区分として、改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第10条、第11条並びに第

13条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出については、なお従前の例によることを定めております。

以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第13 議案第5号鳴沢村職員給与条例の一部を改正
する条例を定める件

議長（渡邊明雄君） 日程第13、議案第5号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺伸一君） 議案第5号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

人事院の平成27年8月7日付の給与に関する勧告並びに一般職の国家公務員の給与改定等に鑑み、鳴沢村職員給与条例についても一部を改正する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

改正条例の1ページをごらんください。

第1条の改正内容は、条例第9条の2第1項医師及び歯科医師の初任給調整手当を月額41万2,200円から41万3,300円に、同条第2項で、医学又は歯学の専門的な知識が必要となる職員について、月額5万300円から5万500円に改正するものであります。

2ページをごらんください。

第17条第2項第1号で、勤勉手当を一般の職員は0.75月から0.85月に、特定幹部職員は0.95月から1.05月に、再任用職員は0.35月から0.4月に改正するものであります。

これらの改正により、平成27年12月の賞与は2.125月から2.225月へ0.1月分の増額となるため、平成27年の期末勤勉手当の合計は、年間で4.2月分となります。

3ページから6ページは、行政職給料表及び看護・保健職給料表を改正し、一般職の国家公務員の俸給表に準じて給料額を改めるものであります。

続きまして、7ページをごらんください。

第2条の改正は、平成28年度の勤勉手当の規定であります。

第17条第2項第1号で、勤勉手当を一般の職員は0.85月から0.8月に、特定幹部職員は1.05月から1.0月に、再任用職員は0.4月から0.375月に改正するものであります。これにより、平成28年度の年間期末勤勉手当は、平成27年度と同様4.2月分となります。

8ページをごらんください。

施行期日は、附則第1項で、第1条の改正は公布の日から施行し、第2項で、平成27年4月1日にさかのぼって適用し、再任用職員の勤勉手当の改正は平成27年12月1日にさかのぼって適用するものであります。

また、第2条の改正は平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 鳴沢村には再任用職員はいますか。

議長（渡邊明雄君） 総務課長。

総務課長（渡辺伸一君） 今のところいません。

ただし、昨年11月に再任用職員の要綱を規定しまして、3月退職の方が3名いらっしゃいますので、その方たちを対象にしたもので要綱を制定しました。平成28年度の当初予算のほうの説明に入るかとは思いますが、そちらのほうで再任用を予定はしております。また新年度予算のほうで、その辺をまた説明させていただきます。

議長（渡邊明雄君） ほかに質疑はありませんか。8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 今回の条例で鳴沢村の職員の給与総額は、ど

のくらいアップしますか。

議長（渡邊明雄君） 総務課長。

総務課長（渡辺伸一君） すみません。それには当然補正予算のほうに影響してきますが、その際、説明させていただきます。

議長（渡邊明雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第14 議案第6号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件

議長（渡邊明雄君） 日程第14、議案第6号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（渡辺安司君） 議案第6号鳴沢村税条例の一部を改正す

る条例を定める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律、平成27年法律第2号が平成27年3月31日に公布され、その一部が平成28年4月1日から施行されることに伴い、関連する税条例の整備を行う必要があります。提案するものであります。

今までは、税条例で削除され、地方税法及び国税徴収法の規定により運用されておりました部分を、地方分権を推進する観点や、地方税を徴収する地域の実情を踏まえ、条文を追加するもので、法律の公布から施行までの期間、山梨県及び各市町村と統一した金額等の条例内容とするため、時間を要しました。

主な改正点は、厳しい競争社会の中で一時的にピンチに陥った社会的弱者の納税を猶予する制度に、納税者の申請に基づく猶予を整備したものです。

具体的には、災害や病気、事業の休廃止により納税ができないとき、申請により延滞金を9.1%から1.8%に減額か免除する制度となっておりますが、以前から、職権によりこの制度を利用する方はない状況です。

理由としては、分納計画のほかに、全ての預貯金の一覧、不動産や自動車、生命保険、保証金などの財産目録や、1ヶ月の給与等の収入と生活費の支出項目、事業者においては、売掛金や借入金の状況のほかに、臨時的収支を含む直近の1年間の状況と今後1年間の見込みを記載した書類を提出する必要があります。申請には時間を要すると思われま

す。条件として、平成28年4月1日以降に納期限が到来する村税で、納税の猶予申請は納期限から6ヶ月以内にする必要がありますが、前提条件として、納税について誠実な意思を有すると認められる者で、村税を一時に納付すると必要最低限の生活費

の収入がない場合、原則として12ヶ月で分割納付していただく制度となっています。

通常、このような制度を申請しない場合は、納期限から二十日以内に督促状を送付し、一定の期間後、催告書や納税交渉を行っても納税しない者には、預貯金や不動産、生命保険等の差し押さえを行い、公売等を経てから税金として収納します。

2ページをごらんください。

第9条、徴収猶予の申請手続等の第1項から5項までは、申請の詳細となっています。第6項には、税額が100万円、納税の猶予期間が3ヶ月以上の場合、保証人が必要となっています。

続きまして、5ページをごらんください。

5ページの7項は、申請書の不備を申請者が修正する期間として二十日を定めています。

最後に、附則として、この条例は平成28年4月1日から施行します。なお平成27年改正以前の規定は従前の例によります。また施行日4月1日以後の村税の納期限が到来するものから適用するものです。

以上で議案第6号の税条例の一部を改正する条例の説明を終了します。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第15 議案第7号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第16 議案第8号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

議長(渡邊明雄君) 日程第15、議案第7号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第16、議案第8号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件の2件を一括して議題といたし

ます。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺英博君） 議案第7号鳴沢村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件及び議案第8号鳴沢村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

これらの条例改正につきましては、平成26年6月に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、小規模な通所介護事業所、利用定員18人以下については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月1日から、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに移行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容としましては、地域密着型通所介護及び指定療養通所介護について、人員、設備、運営に関する基準を新たに設け、村が事業所に対し、指定及び利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるよう監督するものであります。

また、指定地域密着型通所介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所には、新たに運営推進会議を定期的、おおむね6ヶ月に1回以上に開催することが義務づけられ、事業

所のサービス提供状況等を報告し、出席者からさまざまな意見や要望を聞き、事業運営に反映させていくことで、地域に開かれた事業所運営やサービスの質の向上を図るために、運営推進会議の設置規定を定めるものであります。

以上で議案第7号及び第8号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。8番
小林利雄君。

8番（小林利雄君） 鳴沢村には、指定地域密着型事業所は何ヶ所
ありますか。

議長（渡邊明雄君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺英博君） 今、デイサービスふきのとうという
のがありますが、そちらが18人以下の定員になりますので、
4月1日以降、そちらが地域密着型になります。

議長（渡邊明雄君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略す
ることに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号及び議案第8号を一括して採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号及び議案第8号は、原案のとおり決定しました。

◎日程第17 議案第9号鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件

議長 (渡邊明雄君) 日程第17、議案第9号鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長 (渡辺英博君) 議案第9号鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

平成28年6月より、子どもを持つ保護者の医療費負担軽減をさらに図ることを目的として、助成金支給対象年齢を現行の中学3年生までから高校3年生までに引き上げることにより、子どもの健やかな成長に寄与するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、第2条第1項中の「満15歳」を「満18歳」とし、新たに附則を加え、平成28年6月1日から施行するものであります。

以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。

議長 (渡邊明雄君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 (渡邊明雄君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第18 議案第10号鳴沢村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を定める件

議長(渡邊明雄君) 日程第18、議案第10号鳴沢村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長(渡辺英博君) 議案第10号鳴沢村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

重度心身障害者医療費助成事業は、障がい者が健康を保持し地域で安心して生活するために、その医療費を障がいが続く限り、

一生涯にわたり助成する施策であります。現在医療費の助成方法は自動還付方式を採用しており、受給者は医療機関窓口で一度自己負担額を支払い、後に登録した口座に医療費が還付されております。

一方、別制度にて医療費の助成を受けている健常児は、医療機関窓口で自己負担分が無料となる窓口無料方式をとっております。

このことについて、制度が別であっても子どもは同じ助成方法でサービスを受けることができるようにするべきであると改善を訴える声が出始め、今年度、市長会から県へ、障がい児医療費の助成方法見直しを求める要望書が提出されました。県におきましても、障がいを持つ子どもの医療費助成のあり方について考慮する必要があるとし、障がい児への医療費助成方法を窓口無料方式に戻すことが決定しました。

本村におきましても、平成28年度より、障がいを持つ出生から高校3年生までの子どもについて、医療費助成方法を自動還付方式から窓口無料方式に変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、助成金の支給方法である第8条第3項中の「療養の給付等に係る」を削除し、同条第3項の後に2項を追加し、第4項を「村長は、第1項の規定にかかわらず、受給者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。以下この項及び次項において同じ。）が山梨県内に住所を有する保険医療機関等で療養の給付等を受けた場合（受給者証を提示しないで療養の給付等を受けた場合その他の規則で定める場合を除く。）は、受給者又はその保護者に支給すべき助成金の額の限度において、当該受給者又はその保護者が当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該保険医療機関

等の請求に基づき、当該受給者又はその保護者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。」、第5項を「前項の規定により、村長が当該保険医療機関等に対し支払いをしたときは、当該受給者又はその保護者に対し、助成金の支給があったものとみなす。」とし、第4項を第6項に繰り下げ、新たに附則を加え、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第19 議案第13号山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山

梨縣市町村総合事務組合規約の 変更の件

議長（渡邊明雄君） 日程第19、議案第13号山梨縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨縣市町村総合事務組合規約の変更の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺伸一君） 議案第13号山梨縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨縣市町村総合事務組合規約の変更の件について、提案理由をご説明申し上げます。

山梨縣市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、山梨縣市町村総合事務組合規約の変更には、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体との協議が必要であります。この協議には、同法第290条の規定により、議会の議決が必要であるためであります。

改正内容についてご説明申し上げます。

議案3ページをごらんください。

改正点としまして、第3条、組合の共同処理する事務中、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に第5号「競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務」を追加するものであります。

議案4ページ、別表第2、第3条関係に、第3条第1号から第4号までに掲げる事務の項の次に、競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務及び事務を共同処理する組合市町村を追加し、同表第3条第5号に掲げる事務の項中「第3条第5号」から「第3条第10号」までを各1号繰り下げるものであります。これは、平成28年4月1日から、競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務を山梨縣市町村総合事務組合が共同処理するためであります。

経過措置としまして、附則で、この規約は平成28年4月1日から施行するものとし、第2項で、改正後の第3条及び別表第2の規定は、平成29年4月1日以後である競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務について適用し、その有効期間の始期が同日前である競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務については、なお従前の例によるものとしております。

以上で議案第13号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第20 議案第14号平成27年度鳴沢村一般会計補

正予算（第4号）

- ◎日程第21 議案第15号平成27年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- ◎日程第22 議案第16号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- ◎日程第23 議案第17号平成27年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- ◎日程第24 議案第18号平成27年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（渡邊明雄君） 日程第20、議案第14号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）から、日程第24、議案第18号平成27年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第14号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）から、議案第18号平成27年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成27年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして、新たに657万8,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を28億5,583万円とするものであります。

主な歳出の概要につきましては、庁舎内情報セキュリティ強化として共通電算機整備・管理事業1,541万1,000円、一般失業対策事業661万3,000円、国民健康保険特別会計繰出金607万7,000円、国際交流基金積立金550万

円などで、このほか年度末となり決算見込み額が把握できる状況となったことから、減額できる部分について不用額の減額補正を行うものであります。

これらに要する財源として、普通交付税5,618万9,000円、公有建物災害共済金4,143万2,000円などを見込み、基金からの繰入金、財政調整基金5,877万8,000円、公共施設建設基金2,500万円を全額減額するなどし、その差額相当額の1億825万円を財政調整基金に積み立てるものであります。

また、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として、共通電算機整備・管理事業1,541万1,000円、企画開発行政諸費10万円、戸籍住民基本台帳事務諸費90万6,000円、重度心身障害者医療費助成事業58万4,000円、保育所運営事業138万3,000円、農業行政諸費402万3,000円、中山間地域総合整備事業300万円、村道改良事業1,300万円、道路敷分筆・所有権移転登記事業105万9,000円、防災対策事業810万円、水道整備事業1,150万円の11事業、計5,906万6,000円を平成28年度へ繰り越しできるものとし、設定するものであります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第14号から議案第18号までの提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第18号までの5件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第25 議案第19号平成28年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第26 議案第20号平成28年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

◎日程第27 議案第21号平成28年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算

◎日程第28 議案第22号平成28年度鳴沢村介護保険特別会計予算

◎日程第29 議案第23号平成28年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

◎日程第30 議案第24号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議長（渡邊明雄君） 日程第25、議案第19号平成28年度鳴沢村一般会計予算から、日程第30、議案第24号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの6件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第19号平成28年度鳴沢村一般会計予算から、議案第24号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第19号平成28年度鳴沢村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額18億8,117万9,000円で、前年度比2.3%、4,255万1,000円の増となりました。

景気は緩やかに回復されていると言われていますが、地方への波及効果はまだまだであり、また地方自治体を取り巻く環境も、

少子高齢化の進展を初めとする多様な課題が山積みされているところでもあります。

当村においては、村税収入について、このところ減少傾向が続いていましたが、村の主幹税である固定資産税が土地の下げどまりや償却資産分の増加が見込まれるなど、若干ではありますが回復の兆しが見えてきたところでもあります。一方で、普通交付税については、今年度、国の出口ベースで前年度と比較し0.3%削減されるとされており、また今後リーマンショック以降の特別枠について削減し、平常モードへの切りかえを行うとされていることから、経常一般財源については、今後減少することが予測されます。歳出面では、社会保障費の増加、公共施設の老朽化による維持補修・改築費の増加等により、今後財政の硬直化が進行されることが予測されております。

このような財政状況の中、より一層の財源確保が求められるところであり、今年度についても、可能な限り、国・県支出金などの特定財源を積極的に確保した上での予算編成を行いました。

主な歳出といたしましては、社会資本整備総合交付金を活用した村道改良事業1億4,213万6,000円、富士の国やまなし観光振興施設整備費補助金を活用した東海自然歩道一本木登山口周辺公衆用トイレ建設工事2,200万円、長期総合計画策定事業530万7,000円などとなっております。そのほか簡易水道事業特別会計で行う事業への繰出金6,549万3,000円、中山間地域総合整備事業1,088万8,000円などを計上し、また村長選挙の際に公約として掲げました子ども医療費の窓口無料化の対象年齢の引き上げ、不妊治療費の助成などといった事業も、早急に実施できるものとして計上しております。

歳入につきましては、村税7億5,624万9,000円、特

別交付税を含む地方交付税4億2,909万5,000円、国庫支出金1億4,653万1,000円、県支出金1億85万円などを見込んでおり、国・県支出金は前年度比1.4%、334万円の増となっております。重ねて申し上げますが、国・県支出金等の積極的な確保を図っているところであります。また、不足する財源につきましては、財政調整基金など9,514万1,000円を繰り入れます。

続いて、議案第20号平成28年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算から、議案第24号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの5件につきましては、各特別会計の歳入歳出合計といたしまして8億9,682万9,000円で、前年度比0.3%、224万6,000円の増となっております。

以上が平成28年度一般会計並びに特別会計の予算概要となりますが、引き続き歳入の確保及び歳出の節減、合理化に努め、健全で安定的な財政運営に努める所存でありますので、議員各位におかれましても、特段のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第19号から議案第24号までの6件についての提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号から議案第24号までの6件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は3月9日から15日までの7日間を休会としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議は3月9日から15日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は3月16日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年3月8日

議会議長

署名議員

署名議員

平成28年3月16日再開

1、出席議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	佐藤博水
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	渡邊明雄		

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺伸一
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺一博
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 木暮富人
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 積 議会事務局書記 渡邊 寛

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第11号道の駅なるさわの指定管理者指定の件
日程第4 議案第12号なるさわ富士山博物館等の指定管理者指定の件
日程第5 議案第14号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)
日程第6 議案第15号平成27年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第7 議案第16号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特別

会計補正予算（第4号）

- 日程第8 議案第17号平成27年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第18号平成27年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第19号平成28年度鳴沢村一般会計予算
- 日程第11 議案第20号平成28年度鳴沢村国民健康保険特別
会計予算
- 日程第12 議案第21号平成28年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計予算
- 日程第13 議案第22号平成28年度鳴沢村介護保険特別会計
予算
- 日程第14 議案第23号平成28年度鳴沢村介護予防支援事業
特別会計予算
- 日程第15 議案第24号平成28年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計予算
- 追加日程第1 議案第25号富士河口湖町・鳴沢村介護認定審査
会共同設置規約の変更の件
- 日程第16 一般質問
- 日程第17 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 0 0 分

議長（渡邊明雄君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（渡邊明雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、小林利雄君、三浦直樹君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（渡邊明雄君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成 2 7 年第 4 回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、8 番 小林利雄君。

8 番（小林利雄君） 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日月曜日、午前 1 0 時より招集され、平成 2 7 年第 4 回鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会定例会が行われました。

出席者は、議員 1 8 名と、会議事件説明のために梶原義美組合長、三浦総務課長及び書記の出席がありました。

本会議においての会議事件は 6 件で、まず、富士河口湖町選出議員に異動があり、自己紹介の後、補欠議員の議席の指定、会

議録署名議員の指定があり、会期は28日から1日間と決定されました。

次に、補欠議員の常任委員会への所属指名が行われました。

引き続き、議案第16号平成27年度一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について、事務局から、県からの造林補助金が見込めないため、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ186万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億5,248万6,000円とする提案説明があり、原案のとおり可決しました。

次に、美化協議案第6号平成27年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計補正予算（第4号）について、事務局から、大沢売店の売り上げ増を見込み、歳入歳出予算の総額に500万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5,790万3,000円とする提案説明があり、原案のとおり可決されました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了します。

議長（渡邊明雄君） 次に、河口湖南中学校組合議会、6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） 河口湖南中学校組合議会臨時会についての報告をさせていただきます。

平成27年12月25日午前10時より招集され、平成27年第4回河口湖南中学校組合議会臨時会が、河口湖南中学校において行われました。

議員14名と、会議事件説明のために河口湖南中学校組合長職務代理人、小林 優鳴沢村長、渡辺喜久男富士河口湖町長、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合 梶原義美組合長をはじめ執行部4人、教育委員3人及び校長の出席がありました。

本会議においての会議事件は8件で、富士河口湖町議会議員補

欠選挙等による異動に伴う議員の議席の指定、会議録署名議員の指名があり、会期が25日から1日間と決定されました。

井出正広議長から辞職願が提出されており、議長の辞職についてを追加日程第1とし、議長の辞職を許可することに決定、議長の選挙についてを追加日程第2とし、副議長の指名推選により、渡辺美雄君が議長に当選いたしました。

次に、議案第8号平成27年河口湖南中学校組合一般会計補正予算（第2号）で、歳入歳出予算の総額に110万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億6,421万7,000円とするもので、歳入は基金繰入金、歳出は前教育長の退職金で原案のとおり可決しました。

次に、選挙第2号河口湖南中学校組合長の任期が満了による選挙についてで、渡辺喜久男富士河口湖町長が河口湖南中学校組合組合長に当選しました。

次に、追加日程第3、同意第3号河口湖南中学校組合教育委員会教育長の任命に同意を求めることについてで、富士河口湖町船津3976番地1、石川正彦氏に同意されました。

以上で平成27年第4回河口湖南中学校組合議会臨時会についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 次に、富士五湖広域行政事務組合議会、4番
小林昭一君。

4番（小林昭一君） 富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

平成28年第1回富士五湖広域行政事務組合定例会が2月24日、午後2時30分より招集されました。

議員19名と、会議事件説明のために代表理事、堀内 茂富士吉田市長、小林 優鳴沢村長をはじめ、事件説明のために他の理事及び執行部及び事務局の出席がありました。会期は2月2

4、25日、2日間と決定されました。

会議事件は11件で、内容としましては、選任第1号富士五湖広域行政事務組合議会常任委員の補欠選任について、これは、消防委員に井出正広君が選任されました。

次に、議案第1号平成28年度富士五湖広域行政事務組合一般会計予算、議案第2号平成28年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計予算、議案第3号平成28年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計予算について。

これは、議案第1号について、本案の予算総額は14億5,136万8,000円であり、前年度予算に比べ7,273万9,000円の増額となっております。

歳入では、関係市町村からの負担金14億2,190万2,000円、国庫支出金968万6,000円、県支出金654万7,000円、繰入金749万7,000円が主なものです。

歳出では、議会費212万8,000円、総務費5,626万1,000円、消防費13億3,389万5,000円、公債費5,708万4,000円が主のものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について、本案の予算総額は868万2,000円であり、前年度予算に比べ234万9,000円の増額となっております。

歳入では、財産収入755万5,000円、繰越金82万7,000円、諸収入30万円となっております。

歳出では、総合PR事業費68万9,000円、住民交流活動事業費798万3,000円が主なものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について、本案の予算総額は9,785万3,

000円であり、前年度予算に比べ410万1,000円の増額となっております。

歳入では、関係市町村からの負担金7,439万6,000円、使用料及び手数料2,325万円が主なものであります。

歳出では、火葬場の管理運営に関する総務費9,585万3,000円が主なものであり、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号富士五湖広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

これは、改正地方公務員法が平成28年4月1日から施行となることに伴い、本条例に係る所要の改正を行うものであります。原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号富士五湖広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について。

これは、富士五湖広域行政事務組合における定員管理の透明性を高め、地域住民の理解と納得を得ることを目的として、地方公務員法、昭和25年法律第261号第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況に関する情報の開示・公表に関し必要な事項を定めるものです。原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号富士五湖広域行政事務組合職員給与条例の一部改正について。

これは、国における人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告の内容に準じ、職員の給与改定及び給与制度の総合的な見直しを行うための法令整備であります。原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号富士五湖広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について。

これは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令、平成14年総務省令第24号の一部改正する省令、平成27年

省令第93号が公布されたことに伴い、富士五湖広域行政事務組合火災予防条例の一部について所要の改正を行うものです。原案のとおり可決されました。

議案第8号山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について。

これは、山梨県市町村総合事務組合において、競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務を平成28年4月1日から施行することに伴い、同組合規約の変更を行うもので、規約を変更するには、地方自治法の規定により関係地方公共団体との協議を必要とし、この協議には、同法第290条の規定により議会の議決が必要とされるものです。これも原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号富士五湖広域行政事務組合監査委員の選任について。

これは、富士五湖広域行政事務組合監査委員 鳴沢村渡邊雄司氏及び忍野村後藤義長氏について、平成28年3月14日をもって任期満了となるので、富士五湖広域行政事務組合規約第10条第2項の規定により、議会の同意が必要となるためです。後任に、富士河口湖町勝山、小佐野一久氏、山中湖村、坂本昇氏が同意されました。

次に、議案第10号富士五湖広域行政事務組合公平委員会委員の選任について。

これは、富士五湖広域行政事務組合公平委員会委員 富士吉田市小泉博茂氏が平成28年3月14日をもって任期満了となるので、富士五湖広域行政事務組合規約第10条第2項の規定により、議会の同意が必要となるためです。後任に、富士吉田市渡辺陽一氏が同意されました。

なお、予算特別委員会において、消防費の内容について質疑が

あり、はしご車の今年度のオーバーホールの費用が3, 212万4, 168円の費用が必要になるとの報告がありました。議会終了後、事務局に確認をしたところ、はしご車は平成7年度に1億3, 730万9, 300円で購入され、平成15年に約1, 640万円、平成22年に約2, 830万円、平成28年に約3, 200万円でオーバーホールが行われたそうです。だましましで使っていたところだそうです。新規に購入になると2億6, 000万円程度がかかるそうです。

また、定例会の前に行われた全員協議会で消防新庁舎の計画の報告がありました。予算総額20億円程度、敷地4, 000平米程度、庁舎3階建て、延べ面積4, 000平米程度、訓練棟、車庫棟をあわせての計画とのことでした。

以上で平成28年第1回富士五湖広域行政事務組合議会定例会についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 次に、青木ヶ原ごみ処理組合議会、2番 渡辺圭一君。

2番（渡辺圭一君） 青木ヶ原ごみ処理組合議会についての報告をさせていただきます。

平成28年3月2日、午前9時半より招集され、会議が行われました。

出席者は、議員7名、欠員1名、会議事件説明のために、管理者渡辺喜久男富士河口湖町町長をはじめ、事件説明のために執行部5人の出席がありました。

本会議においては、まず会期が3月2日の1日間と決定されました。会議事件は1件で、内容としましては、平成28年度青木ヶ原ごみ処理組合一般会計歳入歳出予算についての件です。

歳入歳出額2, 809万2, 000円の内容で可決されました。以上で青木ヶ原ごみ処理組合議会についての報告を終わります。

議長（渡邊明雄君） 次に、青木ヶ原衛生センター議会、3番 小林清一君。

3番（小林清一君） 青木ヶ原衛生センター議会について報告をさせていただきます。

3月2日午前11時より招集され、会議が行われました。

議員12名と、会議事件説明のため、管理者渡辺喜久男富士河口湖町長をはじめ、事件説明のため執行部6名の出席がありました。

本会議においては、会期を3月2日の1日間とし、会議事件は1件です。

議案第1号平成28年度一般会計歳入歳出予算の議定についての件、これは原案のとおり可決され、最後に一般質問が行われました。

以上で青木ヶ原衛生センターの報告について終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会、5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告をさせていただきます。

2月17日午後2時30分より招集され、第1回定例会が行われました。

議員26名と、会議事件説明のために広域連合長、内藤久夫韮崎市長をはじめ、事件説明のために執行部及び事務局11名の出席がありました。

最初に、新たに選出された南アルプス市選出、名取常雄氏の議席の指定があり、会期は1日間と決定されました。

会議事件は10件で、内容としましては、まず、山梨市の吉田昭男氏から、後期高齢者医療広域連合の第3次広域計画について一般質問があり、武井事務局長から、高齢者の増加や医療の

高度化等により年々増加する医療費に適切に対応し、長期にわたり安定した制度にするよう、国に対して財政・制度への支援を要望していくとの回答がありました。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定についての報告及び承認を求めることについて、事務局から説明があり、原案のとおり可決されました。

これは、第2次計画の期間が平成28年3月末をもって満了することから、後期高齢者医療制度の安定化や、持続可能な社会保障を実現するためのさまざまな議論や法律の整備、社会の動向等を踏まえ、第3次計画を策定するものです。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事務局から説明があり、原案のとおり可決されました。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく平成28年度及び平成29年度の保険料率の改定及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、後期高齢者の保険料に関し、負担の適正化を図るための低所得者に対する軽減措置の拡充が行われたことから、所要の改正を行うものです。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、事務局から説明があり、原案のとおり可決されました。

主な内容は、行政不服審査法の全部が52年ぶりに改正され、審理員の新設や不服申し立て方法の一元化など、使いやすさや公正性、国民の救済手段の拡充等の観点から、大きな見直しが行われたことに伴い、条例における関連規定の整備を行うものです。

続いて、山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を

改正する条例の制定について、事務局から説明があり、こちら
も原案のとおり可決されました。

条例改正理由は、行政不服審査法の全面改正に伴い、審理員に
よる審理手続に関する適用除外について定め、審査請求に係る
関係規定を整備し、あわせて個人情報保護審査会と情報公開審
査会の整合性を図るため条例を改正するものです。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合職員の手当に関する条例
の一部を改正する条例の制定について、事務局から説明があり、
原案のとおり可決されました。

これは、人事院勧告及び県内市町村の状況を鑑み、職員の通勤
手当について改めるため、条例を改正するものです。

次に、平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補
正予算（第2号）についての説明が事務局からあり、原案のと
おり可決されました。

この補正は、歳入歳出予算の総額を変えずに、歳出の予算内で
組みかえを行うものです。通信運搬費20万8,000円、委
託料39万8,000円、標準システム端末追加のためのパソ
コン整備32万4,000円等の一般管理費増のため、93万
円を増額し、基金費において、その増額分を減額するものです。

平成27年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計補正予算（第2号）について、事務局から説明があり、
原案のとおり可決されました。

主な補正は、保険料軽減分を補填する負担金が増加したため、
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,062万5,00
0円を増額し、それぞれ983億5,064万1,000円と
するものです。

次に、平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予
算について、事務局から説明があり、原案のとおり可決されま

した。

平成28年度の一般会計予算は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億7,244万5,000円で、前年度と比較して797万1,000円の減額となっています。

主な減額の理由は、事務費共通経費で、国保連に委託している医療費審査支払手数料と受給者資格確認処理委託料の単価が引き下げられたためです。

最後に、平成28年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について、事務局から説明があり、原案のとおり可決されました。

平成28年度の特別会計予算は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ973億417万9,000円で、前年度と比較して9億1,114万7,000円の増加となっています。

市町村負担金は、合計で158億3,245万6,000円で、被保険者数一人当たり医療給付費の増加により前年度より約4.6%の伸びとなっております。

主な支出は、療養給付費の909億9,085万5,000円で、前年度より13億1,265万9,000円の増加です。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。議会運営委員長 小林利雄君。

議会運営委員長（小林利雄君） 議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

本日午後1時10分より、議員控室において議会運営委員会を開催しました。

委員全員と議長、議案説明のために総務課長、職務のために議

会事務局長及び書記の出席がありました。

委員会で申し合わされた事項については、次の1項目です。

1、本日の本会議での追加事件の取り扱いは、追加日程として議題とすること。

以上であります。

以上で本日開催しました議会運営委員会の報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第11号道の駅なるさわの指定管理者指定の件

議長（渡邊明雄君） 日程第3、議案第11号道の駅なるさわの指定管理者指定の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長（渡辺一博君） 議案第11号道の駅なるさわの指定管理者指定の件について、ご説明申し上げます。

施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、利用者サービスの向上とコストの節減等を図るため、指定管理者制度を導入しておりますが、現在の指定管理者である鳴沢村農業協同組合が、平成28年3月31日をもって指定期間が満了します。

ここ最近の国道139号の交通量の減少に伴い、道の駅なるさわの売り上げについても減少傾向にありますが、情報発信力の強化や農産物等の地域ブランド力の強化といった新しい試みやこれまでの取り組みをさらに強化し、売り上げや集客を増加させる計画を打ち出しております。

また、農業振興や地元特産品の販売促進、地元雇用の推進や出荷農家への指導、助言等は、鳴沢村農業協同組合ならではの強みでもありますので、鳴沢村農業協同組合を指定管理者として

再指定するものであります。

なお、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第4 議案第12号なるさわ富士山博物館等の指定管理者指定の件

議長（渡邊明雄君） 日程第4、議案第12号なるさわ富士山博物館等の指定管理者指定の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。企画課長。
企画課長（渡辺一博君） 議案第12号なるさわ富士山博物館等の
指定管理者指定の件について、ご説明申し上げます。

施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、利用者サービスの向上とコストの節減等を図るため、指定管理者制度を導入しておりますが、現在の指定管理者である株式会社日食が、平成28年3月31日をもって指定期間が満了します。

現在良好な成績で運営しており、今後もさらなる良好な成績が思慮されることから、英雅堂グループ代表団体の株式会社日食を指定管理者として再指定するものであります。

なお、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を予定しております。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

以上で議案第12号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第5 議案第14号平成27年度鳴沢村一般会計補正
予算(第4号)

◎日程第6 議案第15号平成27年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算(第4号)

◎日程第7 議案第16号平成27年度鳴沢村簡易水道事業
特別会計補正予算(第4号)

◎日程第8 議案第17号平成27年度鳴沢村介護保険特別
会計補正予算(第3号)

◎日程第9 議案第18号平成27年度鳴沢村後期高齢者医
療特別会計補正予算(第1号)

議長 (渡邊明雄君) 日程第5、議案第14号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)から日程第9、議案第18号平成27年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの5件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 小林昭一君。

予算決算常任委員長 (小林昭一君) 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第14号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算(第4号)から議案第18号平成27年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの5議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る3月8日に開催

し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された5議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号から議案第18号までの5件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第14号から議案第18号までの5件は委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡邊明雄君） 起立全員です。

したがって、議案第14号から議案第18号までの5件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第 1 0 議案第 1 9 号平成 2 8 年度鳴沢村一般会計予算

◎日程第 1 1 議案第 2 0 号平成 2 8 年度鳴沢村国民健康保険特別会計予算

◎日程第 1 2 議案第 2 1 号平成 2 8 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計予算

◎日程第 1 3 議案第 2 2 号平成 2 8 年度鳴沢村介護保険特別会計予算

◎日程第 1 4 議案第 2 3 号平成 2 8 年度鳴沢村介護予防支援事業特別会計予算

◎日程第 1 5 議案第 2 4 号平成 2 8 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算

議長（渡邊明雄君） 日程第 1 0、議案第 1 9 号平成 2 8 年度鳴沢村一般会計予算から日程第 1 5、議案第 2 4 号平成 2 8 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの 6 件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 小林昭一君。

予算決算常任委員長（小林昭一君） 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第 1 9 号平成 2 8 年度鳴沢村一般会計予算から議案第 2 4 号平成 2 8 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計予算までの合計 6 議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る 3 月 9 日及び 1 4 日並びに 1 5 日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べること

は省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された6議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、村当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等について、十分に予算執行に活かされるよう一層の努力をお願いするものであります。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号から議案第24号までの6件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第19号から議案第24号までの6件は委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡邊明雄君） 起立全員です。

したがって、議案第19号から議案第24号までの6件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（渡邊明雄君） ここで、お諮りいたします。

ただいま、鳴沢村長 小林 優君から議案第25号富士河口湖町・鳴沢村介護認定審査会共同設置規約の変更の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号富士河口湖町・鳴沢村介護認定審査会共同設置規約の変更の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第25号富士河口湖町・鳴沢村介護認定審査会共同設置規約の変更の件

議長（渡邊明雄君） 追加日程第1、議案第25号富士河口湖町・鳴沢村介護認定審査会共同設置規約の変更の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺英博君） 議案第25号富士河口湖町・鳴沢村介護認定審査会共同設置規約の変更の件について、提案理由をご説明申し上げます。

介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、介護認定審査会の委員の任期について、市町村の判断で2年を超え、3年以下の期間で定めることができるとされたことにより、介護認定審査会の委員の任期を新たに定めるものであります。

変更の内容としましては、議案の1ページをお願いします。

第4条中第4項に、「委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする」を新たに加えるものであります。

本規約を変更する場合は、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係普通地方公共団体の協議後、議会の議決を得て、県知事に提出しなければならないため、本案を提出するものであります。

以上で議案第25号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

議長（渡邊明雄君） 三浦利雄君。

7番（三浦利雄君） 委員の任期は2年ということで定めるわけですが、現状、委員のメンバーと、それから今の委員の任期はいつなのか、その辺をちょっとお尋ねします。

議長（渡邊明雄君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺英博君） ただいま富士河口湖町・鳴沢村の介護認定審査会の委員は15名おります。

1合議体から3合議体までありまして、1合議体5名で、3合議体まであります。毎月3回、この1合議体から3合議体で審査会のほうを開催しております。

こちらの方の今の任期ですけれども、平成27年4月から平成29年3月までとなっております。

議長（渡邊明雄君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第16 一般質問

議長(渡邊明雄君) 日程第16、一般質問を行います。

ここで一般質問通告取り下げの報告をいたします。

3月7日に渡邊政司議員から通告がありました「公約にあった観光支援計画の早期実現について」及び同じく3月7日に小林昭一議員から通告がありました「アネルバ旧社宅の活用について」の2件の質問は、本人より通告取り下げの申出がございましたので、これを許可いたしました。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

小林利雄君からの「今後の村政運営について」の質問を許します。8番 小林利雄君。

8番(小林利雄君) 今後の村政運営について、村長にお伺いします。

村長3期目の就任おめでとうございます。36年ぶりの選挙で村民も関心が高く、投票率は83.95%でした。何よりよか

ったのは、鳴沢村で初めの政策論争による選挙が行われたということであります。当落の差は30票でありました。村民はそれぞれの候補者に合格点をつけたことになりまます。当選された村長は、公約を確実に実行してください。それが、村長が常々言っている「小さくても日本一輝く鳴沢村」をつくる第一歩になります。村民も議会もしっかりチェックしています。

質問いたします。

平成26年度末で、29億1,468万円ある基金を3期目も積み立てますか、それとも老朽化した庁舎を建てかえる等、大きな事業をやる考えはありますか。

質問2、観光振興策で、道の駅を中心に新しい観光スポットを設けることを約束しましたが、具体的な内容の説明を求めます。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員の質問にお答えします。

2月1日に当選証書をいただき、平成28年度の予算を暫定予算からある程度本予算に組み直し、また、そのほか、まち・ひと・しごと創生事業等の素案をつくり、これら具体的な事業をまだ行う等の動きはいたしておりませんが、まず最初に、基金の件ですが、質問の要旨にもありますように、老朽化した庁舎の建てかえにつきましては、現庁舎は昭和37年12月に竣工し、53年が経過しています。この間に、耐震補強や増改築を繰り返してきましたが、災害時の拠点となるべき役場庁舎は、職員の増加や多様化する事務処理による書類の保管などにスペースがとられ、災害時に庁舎としての機能が保たれるかどうか不安が残りますので、庁舎問題につきましては、皆様方と検討していきたいと思っております。

また、日本広販跡地の問題も、これもある程度解決したいと考えておりますが、事業内容によっては基金の投入も必要になる

かと思えます。ただし、基金の現在高は29億円程度ですが、全額を使うというわけではありませんし、地域福祉基金などの定額運用基金は元金を確保しておく必要があります。そのほかにも、道の駅を初めとした村有施設の改修なども考えなくてはならない時期に来ていると思っております。

限りある貴重な基金を有効に活用し、防災対策の強化や村の活性化につなげるための検討を、今後もしていきたいと考えておりますので、議員の皆様方のご協力をお願いいたしますとともに、どうかご指導もよろしくお願いいたします。

次に、道の駅を中心とした新しい観光スポットについてですが、昨年増刷した観光案内新聞に新たな周遊ルートの提案として、道の駅をスタートし魔王天神社、三湖台、紅葉台を經由し、道の駅に戻るルートを掲載いたしました。このルートにより道の駅に滞在する登山者も増加することを期待したいと思っております。

また、魔王天神社先はコースが荒れており注意が必要ですので、富士の国山梨観光施設整備等の補助金を活用したルート整備も検討し、観光資源の有効活用を図り、道の駅への集客へつなげていきたいと思っておりますが、多額の村費を投入することによる費用対効果の想定や第一区との調整なども生じてきますので、慎重に検討する必要があるとも考えております。

また、小林利雄議員もご存じのとおり、3月11日に開催されました鳴沢村まち・ひと・しごと創生有識者会議により、今後5年間に行うべき65の施策が決定されました。これらの施策に優先順位や実施の可能性、また、実施年度などを検討し、早急に取り組んでいきたいと考えております。

また、限られた役場職員による総合戦略の施策の実施や平成28年度で予定されている第5次長期総合計画の策定などによる

新規施策への対応などに追われることが想定されますし、総合戦略の策定内容によりましては、交付金の対象となる事業も考えられますので、それらの施策につきましては、最重要課題として取り組んでいく必要があると思っておりますので、議員の皆様方には、総合戦略に掲げる施策が円滑に実施できるようご協力、ご指導をお願いするものであります。

以上で小林利雄議員への質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 計画して積み立てた基金です。利用するときは議会とよく相談をしてください。鳴沢村の役場職員、議員は優秀な人が多いので、そのため過去2回の合併の話にも乗らず、単村で今の繁栄があります。

基金は8年間で11億6,000万円積み増しました。これは、年間1億4,500万円ずつ予算が残ったことになります。予算は議会が認め執行されているので問題はないわけですが、例えば道の駅の物産館の出入り口の扉は重くて不便だから、自動扉にすることを提案してこれは実現しましたが、食堂、インフォメーションの入り口はいまだ重たい扉のままです。個人商店でも自動扉が多くなっている時代です。物産館、博物館でイベントをやると、駐車場に車が入り切れず混雑しています。バラ園跡地の通路脇を改良すれば多くの駐車場ができます。また、食堂は改善することを検討すると回答しましたが、いまだ設計図もできていません。新しい観光スポットを設けることは、村の発展につながり、感謝いたします。しかし、今働いている人、お客様が不便に感じていることを先に解決してください。お金も場所もあります。村長の決断で、物産館、博物館の売り上げはふえ、イメージもよくなります。村長の考えをお聞きします。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員の再質問にお答えさせていただきます。

物産館の食堂、インフォメーションの入り口はいまだかつて引き戸になっております。また、軽食堂も改良したいと思っておりましたが、これは合併処理槽の問題で、あのままでは広げることができません。そんなことで、私の考えとしては、軽食堂と喫茶コーナーを含めて、今のインフォメーションを狭くして、軽食堂、また喫茶コーナーを新たに設ける案はどうかなど考えているわけですが、限られた予算となりますし、また、費用対効果というものも考えなければなりません。

それと、まず第一には、指定管理者であるJAがどのような考えがあるかをまた伺ってみなければ執行することはできませんので、その点はどうかご理解のほどをお願いいたしまして、小林利雄議員の再質問への答えとさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 以上で小林利雄君の一般質問を終わります。

次に、「公約した農業支援策の具体的な取り組みについて」の質問を許します。5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 公約した農業支援策の具体的な取り組みについて、村長に伺います。

1月の村長選挙の政策の中で、農業支援策として「遊休農地の情報を集約し、さまざまなタイプの借り手、農業法人・企業・貸し農園等とマッチングすることで、遊休農地の解消と観光との連携を図る」との公約がありました。

農家の高齢化、後継者不足等により、遊休農地は今後さらに増加することが予測されます。鳴沢村の農業を持続していくためには、遊休農地を集約して農業法人等へ貸し出し、活用していく必要もあります。

村長に質問します。

農業支援策の観光との連携とは、どのような内容でしょうか。

また、農家の高齢化が進む現状を捉えて、特産品である鳴沢菜・トウモロコシ等を絶やすことなく農業を持続させるためには、堆肥・電気柵のほかに、根本的な支援も必要ではないでしょうか。村長のお考えを聞かせてください。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、農業支援策の観光との連携ということですが、これは、鳴沢村の農業の持続、発展のためには、農業と観光との連携が重要になると考えております。

これまでもブルーベリー狩りやJ A鳴沢で行っている高原野菜の収穫体験などを行っており、農業と観光との連携を行ってきました。しかしながら、観光農園までのアクセスが十分とはいええず、かなりの数の観光客の取りこぼしもあったかと思われま

す。

このたび、県営中山間地域総合整備事業により念願の農道及び集落道の整備が完了いたしました。鳴沢の臼田和地区においては、既にブルーベリーの観光農園が行われておりますが、道路が整備されたことにより、これまで以上にマイカーや観光バスによる観光客の増加が期待できるものと思っております。

J A鳴沢で行っている野菜狩りにつきましても、整備しました農道を最大限に活用できるよう、J A鳴沢、また農業生産者と調整しながら、観光農園の拡大を図っていきたいと考えております。

村においては、ホームページや観光パンフレットを活用し、鳴沢村のおいしい農産物を積極的にPRしていきます。

また、より多くの観光客を集客するために、新たな特産物の開発も必要になってくると思っております。村でも、県農務部やJA鳴沢と連携し、特産品開発の支援を行ってまいります。また、農家の皆様も積極的に参加していただきたいと思っております。

従前から栽培している野菜についても、有機栽培により、より付加価値を高めたり、富士山の伏流水であるミネラル豊富な地下水を使つての栽培をしていることなどもPRし、ほかの生産地よりも競争力の高い野菜づくりを行っていただきたいと考えております。

最近では、生産から加工・販売まで生産者が総合的にかかわっていく6次産業化が注目されておりますが、本村でも、農家の皆さんが生産していただいた農産物を材料としてスイーツやお茶・ジュースなどに加工し、道の駅の喫茶コーナーなどでアンテナショップ的に販売を行い、消費者の反応を探りながら、農産物の6次産業化を推進していければと思っております。

現在、おやき、まんじゅう、漬け物、切り干し芋、ジャム等の加工農産物を販売しており、観光客からの評判も上々と伺っております。地域特性を生かした新たな商品について、費用対効果を考慮して取り組むことで、観光拠点となる道の駅の活性化につながるのではないかと考えております。新商品の開発に対する取り組みには、農業者のお力添えやアイデアが必要になってまいります。県からもアドバイスしていただきながら、各種農業者団体と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

また、推進策といたしまして、農家の高齢化及び担い手の不足は大きな問題となっております。専業農家は年々減少しており、定年退職後の方が農業に従事したり、兼業農家が当村の農業生産に深く携わっているのが現状であります。

当村の農業振興策として、有害獣防除施設、堆肥・畑の土壌改良材、農業用廃プラスチックの回収袋、防除駆除剤配布、農薬空容器等処理費、農家青色申告、農業講座への助成を行っています。このような農業支援は、近隣市町村より手厚い補助及び助成額になっております。農業者からは継続してほしいとの声が聞かれております。農業生産の向上や安定的な生産に寄与していくために、このような補助や助成は今後も継続していく考えでおります。

また、鳴沢村の冷涼な気候を活かし、特産品としてキャベツやスイートコーン等の高原野菜の生産振興を行っております。最近は、糖度が高く、甘いトウモロコシが評判となっており、村の栽培状況を見ても、トウモロコシの生産は増加しているように思えます。

今後もこのような特産品の生産を継続していくためには、農産物の販路の拡大が必要不可欠となります。農協には、農家の皆さんが丹精込めて栽培した作物を責任持って少しでも高値で買い取っていただき、農家の皆さんに当たっては規格や品質を遵守して鳴沢村の農産物に付加価値がつけられるよう熱心に取り組んでいただきたいと思います。

地域の伝統野菜である鳴沢菜は、長年親しまれてきた地域の固有種であります。農業振興策といたしまして、鳴沢菜を守り後世に残していくため、農協や県と連携して地理的表示の取得について検討しております。また、最初の質問に対しても述べさせていただきましたが、ブルーベリー、夏取りイチゴに加えた新たな特産品の開発にも力を入れていきたいと考えております。

農業生産においては、基盤整備が重要であるため、農産物の効率化を目的とし、圃場の区画整理を県営中山間地域総合整備事業で実施しています。農作業の効率化、集団として集約が可能

であり、耕作条件が整った農地となるよう整備を行い、農業法人等が借りたいと思える農地を整備することで、今後も耕作が持続できるような環境になると思っております。

また、農業者が安定して生活する上では、所得の向上が必要不可欠であります。仕事として儲かり魅力がなければ、農業は誰もしないのではないのでしょうか。魅力あるビジネスとして農業が成り立つような仕組みが必要であります。これは当村だけの問題ではなく、農業が抱える全国的な問題ですので、国の農林水産省や県と連携し、対策を検討していきたいと考えております。

以上で渡邊政司議員への答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） ただいま農産物の6次産業化や伝統野菜の産地表示にも取り組んでいただくという回答をいただきました。これからの農業振興に期待します。

そこで再質問ですが、新たな取り組みには生産者やJAと意見交換をして、アイデアを具体化していく必要があります。今後の取り組み方を教えてください。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 先ほども答弁の中で申し上げましたが、JA鳴沢や農業生産者と調整を行いながら、ブルーベリー、高原野菜の観光農園の拡大を図っていきたいと考えております。それ以上にも、村内外の観光施設やホテルとタイアップし、集客の拡大を図っていきたいとも考えております。

また、旅行会社に働きかけ、富士五湖観光の一部に取り入れてもらうのも一つの方法かと考えております。

いずれにしても、行政側が一方的に施策を立案するのではなく、農業生産者が能動的にアイデアや知恵を出し、それを行政がバ

ックアップしていうというのが本来の姿だと思っております。

議員の皆様方におかれましても、常日ごろより農業施策に対し多くのアドバイスをいただき感謝しております。新商品の開発は村の農業振興につながる重要な取り組みです。議員の皆様方が、率先して新たな商品につながるアイデアを出していただき、特産品として位置づけられるよう、地域のリーダーとして存分にリーダーシップを発揮していただきたいと思っておりますので、今後とも本村、農業行政、また一般行政へのご支援もお願いしたいと考えております。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 以上で渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、「若い村民の意見を吸収する方策は」の質問を許します。

4番 小林昭一君。

4番（小林昭一君） 若い村民の意見を吸収する方策について、村長にお尋ねします。

選挙権年齢は公職選挙法の改正により、平成28年6月19日の後に初めて行われる国政選挙の公示日以降にその期日を公示または告示される選挙から、満18歳以上となります。若い世代の定住を促し、産業振興や雇用創出、結婚・子育てがしやすい環境整備がますます重要になってくると思います。若い人の声を吸収する考えはありますか。また、その方策は。教えてください。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の質問にお答えします。

今回策定しました鳴沢村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び鳴沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略では、幅広い意見を集約することを目的に産業界、教育機関、金融機関、労働団体や子育て世代を含む村内各種団体の代表のほかにも、5名の

方を住民代表といたしまして委嘱いたしました。このうち3名の方は、20歳代前半の年齢で構成されております。村内に在住し、これからの鳴沢村を背負っていただく若い年代の意見や考えを今回の総合戦略に取り入れたいと考えてお願いいたしました。

また、平成28年度では鳴沢村第5次長期総合計画の策定年度になり、策定に当たっては、人口ビジョンや総合戦略と同様に、広範囲にわたる世代の考えや意見を参考にしたいため、審議会委員の構成も幅広い年代へ委嘱を考えているとともに、各年代で構成される部会などの設置も検討していきたいと思っております。

今回の人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たり、若い世代の意見や提案などはございませんでしたが、委員としての任期は2年あり、総合戦略の見直しやPDCAサイクルに基づく検証作業などによる会議への参加の中で、若い世代の委員の方にも会議になれていただき、若者らしい意見をいただけるよう会議の進行にも工夫をしていきたいと思っております。

また、そのほかの計画策定や若い年代にかかわる施策を検討するときには、必要により若い世代から意見を聞く機会を設けて、若者の声を反映できるような体制を整えたいと考えております。

以上で小林昭一議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 4番 小林昭一君。

4番（小林昭一君） 議会も内容を精査し、村の活性化のため協力を惜しまないと思います。村長のさらなる手腕を期待して質問を終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、「保育所の認定こども園への移行希望調査方策について」の質問を許します。6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） 保育所の認定こども園への移行希望調査の方策について、村長に伺います。

2月中旬にインターネットの匿名ブログに「保育園落ちた、日本死ね。何なんだよ日本。1億総活躍社会じゃねえのか。きのう見事に保育園落ちたわ。どうすんだよ、私活躍できねえじゃねえか」と、このような調子で長々不満の書き込みが続きますが、子どもが保育園に入れず、辞職の危機にあると怒りをぶちまけ、テレビや新聞に取り上げられ話題となっています。

このような事案はほとんど考えられないと思われる我が鳴沢村は、この話題が身近な保育園等の待機児童を抱える家庭にとっては、大変魅力あるものではないかと思います。

さきの村長選挙政策ビラに、少子化支援方策として、希望があれば、保育所を認定こども園に移行し、保育に幼児教育機能を追加することが可能であると公表されています。

認定こども園に移行する場合は、さまざまな条件や縛りなどによって、移行への難問はおおよそ想像がつきますけれども、若い共働きの家庭では、大切な我が子を幼児教育から育て上げることに對し、大きな期待をかけていることと思います。

このような熱い思いに応えるべく、今後の子育て支援の手厚い施策や少子化対策として大変重要ではないかと考えます。

選挙用の政策ビラには「希望があれば」と記載がありましたが、調査の実施方法、陳情や請願など、どのような見解で検討され、移行を考えるのか、村長の考えを伺います。

また、人口対策として、若夫婦移住の促進も含め、十分検討する価値があると考えますが、見解を伺います。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤博水議員の質問にお答えします。

質問のとおり「保育所落ちた」から始まる投稿がされ、投稿内

の一部の過激な表現も相まって大きな話題となりました。この投稿については、マスコミ等で大きく報道されたほか、衆議院の予算委員会で取り上げられるなど、社会的に注目されております。

これは、現在、国や地方公共団体が待機児童解消に向けて保育園増設などに積極的に取り組んでいるにもかかわらず、いまだ問題の解決には至っていないことのあらわれであると考えております。

幸いにも鳴沢村では、現在入所の希望があっても、定員等の問題により入所することができない、いわゆる待機児童はいません。

さきの村長選挙において私が掲げた少子化対策については、「希望があれば保育所を認定こども園に移行し、保育に幼児教育機能を追加することも可能である」と申し上げております。その真意は、「関係者の希望があれば、英語などの幼児教育機能を強化する」というものであります。

また、これは子育て世代からのご意見として承っているものではありますが、この幼児教育機能の強化については、保育所を認定こども園に移行することで、幼児教育を含む幼稚園的な機能を持たせることができるということではありますが、認定こども園に移行を検討する際には、そのメリット・デメリットを考慮しなければなりませんし、移行して問題が生じた場合に、もとの保育所に戻すようなことは、行政が行う事業の継続性から問題になります。

また、現在の保育所という形の中で、幼児教育機能を強化することも可能ですが、これについても、メリット・デメリットを考える必要があります。

これらの検討する上で、保護者を中心とした子育て世代の方々

の意見を拝聴する必要があります。子育てサークル的なグループがあれば、そのグループから拝聴するのも一つの手段ですが、最終的にはアンケート調査の必要もあるかと考えております。

現時点で検討を行っていないため、具体的にはお答えできませんが、現在入所している児童の保護者のみならず、これから入所が見込まれる0歳から2歳の子どもの保護者や、卒園して何年か経過している子どもの保護者など、ある程度幅広く意見を聞く必要があると考えております。

このような意見をいただく中で、幼児教育機能の強化を含め、鳴沢保育所の将来の姿について検討してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方にもご協力、ご指導をいただきたいと思っております。

以上で佐藤博水議員の質問にお答えさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） これらのことを今ホームページ等に載せることで、全国どこでも簡単に情報を得ることができるわけです。子どもの受け入れ態勢を拡大し、鳴沢村子育て支援を広くPRし、子育て世代の移住によって人口増加が期待できるかもしれません。移住を考える若夫婦がいるかもしれません。

また、空き家対策とあわせて検討できたら、より効果的ではないでしょうか。このように思いますが、いかがお考えですか、伺います。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤博水議員のおっしゃるように、子どもと親御さんとの移住してくるような方策なら、人口問題も解消できます。

そのほかにも、今では他市町村に住所を置いたまま、勤務の都合上、また、家庭の事情で鳴沢保育所に入所する、いわゆる広

域入所の方もおります。これでは意味がなく、少子化対策として考えれば、その保護者の村内への転入があつてこそのことであると考えております。転入には、保育所のみでなく、もちろん行政サービスを含めた要件が必要です。

現在、総合戦略によりさまざまな方策を検討しておりますが、子育て世代が転入を希望する要因の一つとなるような、魅力ある保育所としていくように検討していきたいと思っておりますので、議員の皆様方にもご指導をお願いしたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） 前向きな検討をしていただくということで、非常にありがたく思います。ぜひ人口もふえるということ、それから空き家対策も含めて検討していただければありがたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（渡邊明雄君） 続いて、学校運動会種目、組み立て体操実施の有無についての質問を許します。

6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） 6番 佐藤博水。

学校運動会種目、組み立て体操の実施有無について、教育長に伺います。

近年、全国の小中学校の運動会に実施される組み立て体操で、練習中に何件もの骨折などのけがを負い、児童や生徒が病院に搬送されるケースは、小中高校生の情報を持つ日本スポーツ振興センターによりますと、組み立て体操が原因で医療機関を受診し災害共済給付を受けた件数は、データがある2011年から2014年の4年連続で8,000件を超えております。

スポーツ庁によると、小中学校の運動会で実施される組み立て体操に関し、けが等防止のガイドラインを策定する動きが全国的に進んでいるとのことをごさいます。文部科学省でも、子どもの命にかかわる問題で、重大な損害を負う事例が含まれるとし、2015年度内に防止のための方針を示すとしています。

組み立て体操は、規律性や達成感、団結力等が深まり、観客に大きな感動を与えるメリットの一方、けがのリスクもあり、障がいが残った事例もあります。

鳴沢小学校での運動会種目の組み立て体操について、今後どのように進めていくのか伺います。

議長（渡邊明雄君） 教育長。

教育長（渡辺千秋君） ただいまの佐藤博水議員の質問にお答えします。

学校での組み立て体操は、運動会の花形とも言えるもので、大勢の児童が力を合わせ、成功させる姿に胸を打たれる保護者も多く、組み立て体操の人気は強いですが、事故が発生し社会問題化する事態となっております。

鳴沢小学校では、当然のことですが、練習時を含め補助員をつけるなどして安全対策を考えて取り組んできており、幸いにも大きな事故は発生しておりませんが、組み立て体操の事故につきましては、全国的にも近年ピラミッド、タワーの高さ制限、あるいは全面禁止している教育委員会もあるとのことでした。

今まで鳴沢小学校でも、集団による協力や協働、援助、連携、支えなどの協調性を育むことを目的に組み立て体操を行ってきましたが、一旦事故が起きれば、他の種目と比べて、身体の根幹部分、頸椎、頭部を負傷するリスクが高く、大きな事故にもなりかねませんので、今問題になっている四角錐型のピラミッドは、真ん中に児童が逃げられない危険性があることから、来

年度はやらない方向で検討しているとのことであります。

組み立て体操は、学習指導要領には記載されていないことから、実施については組み立て体操特有の達成感や一体感を得られることから、地域や保護者の期待及び学校の伝統などを踏まえ、学校の判断に委ねられていますが、組み立て体操を実施するには、高さや規模に関係なく、事故は起こり得ると認識し、安全確保を最優先に見直しを図ることも必要であると考えております。

報道によりますと、学校での運動会の花形種目である組み立て体操の規制に踏み切る自治体が相次ぎ、骨折などにつながる重大事故が減らないとして、文部科学省では事故防止に向けたガイドラインを今年度内に策定する方針を示す考えを明らかにしておりますので、ガイドラインなどを十分に参考にし、組み立て体操などの体育的行事の実施に際しましては、児童の安全確保に最大限配慮するよう、学校と連携、協力しながら指導してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） 毎年、文部科学省、昨年10月からは新制度のスポーツ庁の所管となりましたけれども、体育の日に国民の前年の体力を発表しています。

本年に発表された体力・運動力調査によりますと、子どもの運動能力は、昭和60年ごろから現在まで低下傾向が続き、親の世代である30年前と比較すると、ほとんどのテスト項目において、子どもの世代が親の世代を下回っています。

一方、身長、体重などの体格について比較すると、逆に親の世代を上回っています。体格が向上しているにもかかわらず、体力・運動能力が低下しているということは、身体能力の低下が

深刻な状況であると言えます。

子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長、発達に必要な体力を高め、運動、スポーツに親しむ身体能力の基礎を養い、病気から守り、健康な状態をつくっていくことにつながります。したがって、保護者は子どもの心と体の知性がバランスよく成長、発達するよう見守り、育て、働きかけが重要です。この時期に当たり、支援を担当する行政側もこのような状況を深く認識し、サポートする必要が不可欠であると思われませんが、どのようにお考えでしょうか。

議長（渡邊明雄君） 教育長。

教育長（渡辺千秋君） 体力づくりも含めた中で、平成28年度以降の運動会において組み立て体操等を行う、また、内容をどうするかについても文部科学省の方針、県の考え方とか東京都教育委員会のガイドラインのほうを十分に参考にして、小学校と連携を密にして検討をしてみたいと思います。

議長（渡邊明雄君） 6番 佐藤博水君。

6番（佐藤博水君） 日本スポーツ少年団では、4歳ぐらいから運動や遊戯に親しませることが重要であるという研究結果から、チャイルドプログラムというものにより、平成28年度から幼児加入が始まり、活動を行う予定になっています。

一例ですが、現在小中学生の親が、中学生の夏休みの地域事業であるソフトボール大会で、ベースに手を触壘しようとして腕を骨折したことがありました。スポーツ活動を盛んに実践している生徒であったならば、骨折は免れていたかもしれません。

このようにスポーツ経験の少ない親が多い世代でもあり、保護者に活発な身体活動が重要であるとの認識の浸透を図り、全ての子どもに運動、スポーツに親しむことができるような手だてが大変重要であり、村から補助を頂戴し、活動し、青少年の健

全育成を理念として活動しているスポーツ少年団への加入を推進するべきだと思いますが、お考えを伺います。

議長（渡邊明雄君） 教育長。

教育長（渡辺千秋君） その辺のことも含めて、今後の検討課題とさせていただきます。また、ご指導のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

議長（渡邊明雄君） 以上で佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、開業医の誘致推進についての質問を許します。1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 1番 三浦直樹。

開業医の誘致に向けて取り組みを検討する場合、今まで歯科医と接骨院以外、無医村であった鳴沢村に内科等の開業医を誘致するためには、補助金や優遇措置も必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

他の自治体でも開業医に対し病院開設等に係る費用の一部を助成することで住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とし、開業医誘致条例を制定しています。村長にお伺いします。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 三浦直樹議員の質問にお答えさせていただきます。

鳴沢村人口ビジョン・鳴沢村総合戦略及び鳴沢村長期総合計画策定のためのアンケート結果では、生活する上で、現在困っていることや不安なことについて「近くに病院や診療所がない」が最も回答割合が高く、また、福祉や健康について、どのような点に重点を置くべきかについても「医療施設や医療体制の充実」が最も回答割合が高くなっており、アンケート結果からも医療機関の確保は村民の健康や福祉の増進にとっても、大きな問題だと思っております。

また、このような地域住民の不安や要望を踏まえ、平成27年6月定例会では、そのような施設に対する村営の病院等では経費がかかって、誘致等の予定はありませんとお答えしておりましたが、ここへきて、そういう鳴沢村に関係ある方が開業してもいいような話も伺っております。

また、この方にもお話をさせていただくわけですが、訪問医療等も行っていただければありがたいわけで、村といたしましても、病院や診療所を開設する開業医に対し、開設にかかる費用の一部を助成することによって、地域の医療体制の安定拡大を図り、もって村民の健康と福祉の増進に寄与することにもなろうと思っております。

開業医を誘致するためにも、各町村でもそのような例があるかどうかとも検討をさせていただき、前向きに検討したいと思っておりますので、議員各位にもご協力をお願い申し上げまして、三浦直樹議員への答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 1番 三浦直樹君。

1番（三浦直樹君） 今開業医の誘致について費用の助成を前向きに検討していきたいと、前向きな答弁をいただきうれしく思います。

ご存じかとも思いますが、開業医の誘致するためには3,000万円以上の補助を行っている自治体も幾つかあります。住民が不安に感じ、一番苦勞していることであります。私たちも協力できることは協力させていただきたいと思っておりますので、ぜひ開業医の誘致を最重要施策として推進していただきたいと思っております。

できましたら、平成28年度中に議会を通して条例を制定していただきたいと考えます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 以上で三浦直樹君の一般質問を終わります。

次に、現状の遊休農地の実態と解消に向けての対応策についての質問を許します。3番 小林清一君。

3番（小林清一君） 現状の遊休農地の実態と解消に向けての対応策について、これにつきましては、第4次長期計画でも、農業振興で取り上げております。それらの状況の結果と現状、それから、それを解消するための村の対策等について教えていただきたいと思っております。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林清一議員の質問にお答えさせていただきます。

当村の遊休農地件数は、平成27年12月末日現在で、170筆、8万9,039平米であります。遊休農地以上に荒廃が進んでいる荒廃農地は、341筆、18万6,870平米であり、耕作できない農地は、合計511筆、27万5,909平米となっております。

管内の農地面積は、158万5,000平米、約158ヘクタールでありますから、管内農地の17.4%が遊休農地化、いわゆる原野化していることとなります。村の農業施策においても、遊休農地の解消は重要施策の一つであります。

第4次長期総合計画において、中山間地域総合整備事業を活用した農業生産基盤の整備を行ったことで、遊休農地の解消を大幅に図ることができました。入りの棚地区はカヤやススキ、実生木が生い茂り、到底農作物をつくれる環境ではありませんでしたが、中山間地域総合整備事業による圃場整備を行うことにより、優良な農地へと転換することができました。

また、現在臼田和地区の圃場整備を進めておりまして、遊休農地として活用できていなかった区域、約3,500平米も農地

として再生される見込みです。

入りの棚地区につきましては、事業開始前に意向調査をした結果、整備した農地を自分で利用するという所有者が少なかったため、国が創設した農地中間管理機構制度を活用して、民間法人に貸し付けを行い、農地として利用を行っております。

入りの棚・的場の圃場では、入りの棚42筆、2万2,297平米、的場12筆、5,156平米、合計54筆、2万7,453平米について、農地中間管理機構制度を利用し、借り手が耕作を行っております。その結果、本事業等を含めて、平成24年度より遊休農地の面積が、約3万5,000平米解消されております。また、農業委員会にしても、委員会活動の重要業務として管内の農地の利用状況の把握に努めております。

平成27年度においては、荒廃が進んだ農地、8筆、3,289平米に対し是正勧告を行い、農地としての機能が維持できるよう、適正な維持管理を行うよう指導を行っていただいております。整備しました圃場はもとより、他の農地も有効活用できますように中山間地域総合整備事業で整備した有害鳥獣防護柵の適正な維持管理を行い、鳥獣被害を最少に抑え、農家の栽培意欲を高めて、農地の保全、遊休農地化を防止していきます。

村内には、まだ多くの遊休農地が存在しているため、今後は県と連携を図りながら、農地中間管理機構制度を活用し、農業法人等への貸し出しを推進し、遊休農地の解消を図る考えであります。

しかしながら、農地中間管理事業機構制度は、借り手が見つからないような条件の悪い農地については、借りてくれません。また、貸し手が借り手を選択することができません。このような制度設計になっておりますので、全ての遊休農地の解消が図れるわけではないことが問題点となっております。

また、農地法による農地台帳には、登記簿及び現況が畑になっているものの全てが掲載されております。このため、現況が山林であっても、登記簿上、畑になっていれば農地と見なされます。村内にこのようなケースが多く存在しておりますが、山林化が進み再生が困難な農地については、実情に沿って非農地判断するなど、地権者に配慮した対策を講じてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 3番 小林清一君。

3番（小林清一君） 農業に従事している方の高齢化は先ほども出てきましたが、このような中、さらに遊休農地が拡大することは目に見えていると思います。このような中で、遊休農地を関係部門と早急に把握し、関係部門、農業委員会と協力をして、状況に応じて農家や、また関係部門への働きかけ、支援をお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

議長（渡邊明雄君） 以上で小林清一君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎日程第17 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（渡邊明雄君） 日程第17、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(渡邊明雄君) 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて平成28年第1回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後4時52分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年3月16日

議会議長

署名議員

署名議員

